神基労発 0730 第 1 号
令和 2 年 7 月 30 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
会長　古米　孝行　　殿

神奈川労働局労働基準部長

労働安全衛生法施行令の改正に伴う特定化学物質作業主任者技能講習の円滑な実施等について（ご依頼）

日頃から労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、令和２年４月 22 日付け基発 0422 第４号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」において示されたとおり、「溶接ヒューム」が特定化学物質（管理第２類物質）に位置付けられることに伴い、令和３年４月１日から特定化学物質としての作業管理等に関する規定等が適用されることとなります。

これに伴い、金属アーク溶接等作業に係る業務において必要となる特定化学物質作業主任者の選任については、経過措置により、令和４年４月１日から適用されます。

経過措置が満了する令和４年３月 31 日までの間、全国において数万人規模（溶接作業従事者は全国で約 28 万人、神奈川県では 18,422 人）で、特定化学物質作業主任者に係る技能講習を受講していただく必要があると予測されます。

しかし、現在、神奈川労働局管内における登録教習機関の実施している技能講習の回数では十分に対応できず、溶接ヒュームを取り扱う事業場において、当該経過措置期間終了後に作業主任者が選任できないおそれがあります。

つきましては、特定化学物質作業主任技能講習の受講者として見込まれる人数に対応した必要な当該技能講習の開催回数を令和３年度の「技能講習又は教習の実施に関する計画」に盛り込んでいただきますよう依頼申し上げます。

また、当該技能講習の実施に当たって、通常の技能講習の開催日とは別に、神奈川労働局職員により溶接ヒューム関係の事項を重点的に説明する溶接関係者向けの説明会を開催いただきますようあわせてお願い致します。

神奈川労働局 労働基準部 健康課
〒231-8434 横浜市中区北仲通5－57
横浜第二合同庁舎8階
担当 重河・田代
電話 045－211－7353

特定化学物質障害予防規則を改正しました

参考資料 1

溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンが特定化学物質(第2類物質)になります

令和3(2021)年4月1日施行（一部に経過措置があります）

溶接ヒューム及び**塩基性酸化マンガン**※について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、これら物質は特定化学物質（第2類物質）として加えられる等の改正が行われました。

※ これまで、**マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く）**とされていましたが、**塩基性酸化マンガン**が特定化学物質障害予防規則の適用物質となったことにより、今後は**マンガン及びその化合物**となります。

Ⅰ 共通事項

改正により、次の事項が新たに必要となります。

1 作業主任者の選任（労働安全衛生法第14条）

・ **溶接ヒューム** 及び **塩基性酸化マンガン** を製造し又は取り扱う作業（屋外、屋内は問いません）が、新たに対象に加わります。
・ 上記の作業については、**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任する必要があります。
・ **これらの施行は、令和4(2022)年４月１日からとなります。**

2 作業環境測定の実施（労働安全衛生法第65条）

・ **塩基性酸化マンガン** を製造し又は取り扱う屋内作業場が新たに対象に加わり、6ヶ月以内ごとに1回、定期に作業環境測定を行う必要があります。
・ **溶接ヒューム**について、当該作業を行う屋内作業場での作業環境測定は適用除外となりますが、裏面Ⅱの**空気中の溶接ヒューム濃度**の測定は行う必要があります。

3 特殊健康診断の実施（労働安全衛生法第66条第2項）

・ **溶接ヒューム** 及び **塩基性酸化マンガン** を製造し又は取り扱う作業（屋外、屋内は問いません）が、新たに対象に加わります。
・ 上記業務に従事する労働者に、雇入れ又は配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を実施する等の必要があります。
・ 健康診断の項目は、**溶接ヒューム** 及び **塩基性酸化マンガン** とも、従来のマンガン及びその化合物に係る項目と基本的には同じです。
・ 金属アーク溶接作業等作業については、従来、じん肺法に基づく**じん肺健康診断が義務付けられているため、両方の健康診断を実施する必要**があります。

4 その他

溶接ヒューム 及び **塩基性酸化マンガン** を製造し又は取り扱う作業について、新たに以下の規定等が適用されます。

・安全衛生教育（雇入れ時・作業内容変更時）（労働安全衛生規則第35条）
・ぼろ等の処理（特定化学物質障害予防規則第12条の2）
・不浸透性の床（特定化学物質障害予防規則第21条）
・関係者以外の立入禁止措置（特定化学物質障害予防規則第24条）
・運搬貯蔵時の容器等の使用等（特定化学物質障害予防規則第25条）
・休憩室の設置（特定化学物質障害予防規則第37条）
・洗浄設備の設置（特定化学物質障害予防規則第38条）
・喫煙又は飲食の禁止（特定化学物質障害予防規則第38条の2）
・有効な呼吸用保護具の備え付け等（特定化学物質障害予防規則第43条及び同規則第45条）

Ⅱ 溶接ヒュームへのばく露防止関係（特定化学物質障害予防規則第38条の21）

溶接ヒュームへのばく露防止のため、**金属アーク溶接等作業**※について、以下のことが規定されます。

※ **金属アーク溶接等作業**とは、アークを熱源とする溶接(TIG溶接、プラズマ溶接等も含む)、溶断、ガウジングの全てが含まれます。
一方で、燃焼ガス（アセチレン等）、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。
なお、自動溶接については、溶接中に溶接機のトーチに近づく等、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業は含まれますが、溶接機のトーチから離れた操作盤での作業、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業、片付け作業等は含まれません。

1 全体換気装置による換気等

金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場は、**全体換気装置**による換気又はこれと同等以上**（プッシュプル型換気装置、局所排気装置）**の措置が必要です。

2 空気中の溶接ヒューム濃度の測定

① **金属アーク溶接等作業**を継続して行う屋内作業場について、**新たな作業方法を採用しようとする際**又は**作業方法を変更しようとする際**にあらかじめ、**労働者の身体に装着する試料採取機器等**により**空気中の溶接ヒューム濃度を測定**することが必要です。
なお、測定は、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、十分な知識及び経験を有する者が実施するようにしてください。
② ①の測定結果に応じて換気装置の風量の増加等、必要な措置を講じる必要があります。
なお、.これらの措置を講じた場合は、効果の確認のため、①と同様の測定を行う必要があります。
③ ①,②の測定を行ったときは、必要事項を記録し、測定に係る**金属アーク溶接等作業**を行わなくなった日から起算して３年を経過する日まで保存する必要があります。
④ **これらの測定は、令和4(2022)年3月31日までに行う必要があります。**

3 呼吸用保護具の使用

① 屋内、屋外を問わずすべての作業場において労働者に**金属アーク溶接等作業**を従事させるときは、**有効な呼吸用保護具**を使用させる必要があります。
そのため、労働者は使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しなければなりません。
② **金属アーク溶接等作業**を継続して行う屋内作業場において、労働者に当該作業を従事させるときは、**空気中の溶接ヒューム濃度の測定結果に応じて有効な呼吸用保護具**を使用させる必要があります。
そのため、労働者は使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しなければなりません。
また、面体を有する呼吸用保護具については、1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その結果を3年間保存する必要があります。
③ **②については、令和4(2022)年４月１日から施行となります。**

4 床の掃除等

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、次の措置を講じる必要があります。
① 屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとすること。
② 水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除すること。

Ⅲ 作業環境測定関係

- **マンガン及びその化合物における管理濃度及び抑制濃度**については、マンガンとして**0.05mg/m³**に引き下げられます。
- **個人サンプリング法による作業環境測定**の対象に、マンガン及びその化合物が追加されます。
- 特定化学物質の濃度測定の**試料採取方法**が、**作業環境測定基準第2条第2項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法**とされます。

厚生労働省
労働基準監督署

令和２年７月作成